

1. 障害者手帳について

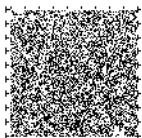
(1) 障害者手帳とは

心身に障害のある方(児童を含む。)が、各種サービスを受けるために必要な手帳です。身体障害(児)には『身体障害者手帳』、知的障害者(児)には『愛の手帳』、そして精神障害者には『精神障害者保健福祉手帳』がそれぞれ交付されます。

(2) 手帳に関する諸手続

各種手帳を交付された後の各種手続は、下表の「手続・窓口」欄の場所で手続を行なってください。なお、この手帳は、他人に譲渡または貸与できませんので御注意ください。また、各種手帳を返還される場合は、市役所 1 階 健康福祉部障がい者福祉課 11 番窓口までお越しください。

制 度	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健福祉手帳	手続・窓口
新規申請	①指定医による、所定の身体障害者診断書 (診断日が1年以内のもの) ②顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可) ③個人番号が確認できる書類・身元確認ができる書類	①顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可) ②健康保険証 ※母子手帳・診療情報提供書・診断書・お薬手帳等がある方はお持ちください。	①所定の診断書 (初診日から6ヶ月経過し、診断書の診断日が3ヶ月以内のもの) または障害年金証書等の写しと同意書 ②顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可) ③個人番号が確認できる書類・身元確認ができる書類	障がい者福祉課 * 身体障害者手帳 愛の手帳 認定サービス係 内線 2135・2136 * 精神障害者保健福祉手帳 相談支援係 内線 2133・2134
更新・再判定 (障害程度変更 障害等級変更 障害追加等)	① 現在お持ちの身体障害者手帳 ② 指定医による、所定の身体障害者診断書 (診断日が1年以内のもの) ③ 顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可)	① 現在お持ちの愛の手帳 または療育手帳 ② 顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可) ③ 健康保険証 ※母子手帳・診療情報提供書・診断書・お薬手帳等がある方はお持ちください。 ※3歳、6歳、12歳、18歳で再判定が必要となります。当該年齢になられた方は、直接児童相談所または東京都心身障害者福祉センターおよび心身障害者福祉センター多摩支所へお問い合わせください。	① 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳 ② 所定の診断書 (初診日から6ヶ月経過し、診断書の診断日が3ヶ月以内のもの) または障害年金証書等の写しと同意書 ③ 顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可) ④ 個人番号が確認できる書類・身元確認ができる書類	* 愛の手帳 (18歳未満) 立川児童相談所 電話 042-523-1321 (18歳以上) 東京都心身障害者福祉センター 電話 03-3235-2946 FAX 03-3235-2968 東京都心身障害者福祉センター 多摩支所 電話 042-573-3311 FAX 042-576-5295



制 度	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健福祉手帳	手続・窓口
変 更 (転入、転居 氏名変更 住所変更等)	①現在お持ちの障害者手帳 ②個人番号が確認できる書類・身元確認ができる書類(愛の手帳を除く) ※転入の方で、療育手帳から愛の手帳へ切り替えの方につきましては、顔写真 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可)が必要 になります。			障がい者福祉課 *愛の手帳で他県 からの転入の方 (18歳未満) 立川児童相談所 電話 042-523-1321 (18歳以上) 東京都心身障害者 福祉センター 多摩支所 電話 042-573-3311 FAX 042-576-5295
紛失・汚損 破損	①顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、1年以内に撮影したもの。スナップ写真可) ②現在お持ちの手帳(紛失の場合を除く。)			障がい者福祉課
成人判定 (18歳前に手帳 の交付を受け た方が18歳に なった場合)	①現在お持ちの愛の手帳 または療育手帳 ②顔写真1枚 (縦4cm×横3cm、脱帽、 1年以内に撮影したも の。スナップ写真可) ③健康保険証 ※母子手帳・診療情報提 供書・診断書・お薬手帳等 がある方はお持ちくださ い。			東京都心身障害者 福祉センター 電話 03-3235-2946 東京都心身障害者 福祉センター 多摩支所 電話 042-573-3311 FAX 042-567-5295

